

文／福田雅章・木附千晶
絵／森野さかな

H P 研究所 2005 年

「こどもの権利 条約」絵事典



評者 山下淳一郎

東京学芸大学大学院

連合学校教育学研究科 博士課程

今年2009年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから二〇周年の節目の年にあたるが、日本において本条約がもっていた当初のインパクトは薄れつつあるように思える。しかし奇妙なことに、本条約を「子どもの自己決定を認めることで子どもを放縦にさらすもの」と批判する運動は、年々活気付いており、ついには外務省への直接的なたたきかけをなすに至っている。教育基本法が「改正」された今、私たちは今一度、子どもの権利条約のもつインパクトを問い直し、積極的に活用していくべき時期にきているのではないか。

さて、これまで数多く出版されてきた条約解説本の中でも、本書『こどもの権利条約』絵事典』は特徴的な構成となっている。それは第12条の意見表明権を、条約の基本的権利「愛される権利」としてまとめている点である。従来、権利条約は子どもの自己決定権や社会参加権の系で解釈されてきた側面が強い。たしかに条約には、様々な留保が付けられながらも、国際人権規約に規定されているような市民的自由が明記されており、その意味で子どもの自己決定領域を拡大していこうという意図は存在する。本書はそれを「社会の中で大きくなる権利」としてカバーするが、しかしそれだけでは子どもは幸福にならないという。いわゆる「子ども市民」のための権利保障ではなく、子どもが自律的かつ道徳的に成長発達していくためのエネルギーの源泉を保障することこそが、「子どもの権利」の本質であるとしているのである。ではその源泉とは何か。それこそ良質な関係性である。本書では、「ねえ、ねえ」という呼びかけに、「なあに？」と応える愛情豊かな関係性の保障を、意見表明権の本質と捉えている。

近年、国連子どもの権利委員会、乳幼児の言語化されない感情のコミュニケーションも意見表明権として認めようという議論を発表している（一般コメント第7号、2005年）。それは、子どもの「主体性」の捉え方を、自立する存在から関係性をつくる存在へとシフトチェンジしていく可能性を含んでいる。

本書は少々大きめで持ち歩きはしづらいが、イラストも満載で、文体も平素である。子どもの主体性とは何か。子どもの権利の本質とは何か。置き去りにされてきた議論を、条約節目の年に考えてみるには、うってつけの本と言える。